

(検査の方法)

気象測器検定規則第十七条第二項第二号の規定による検査の方法は、次に掲げる事項とする。

- 一 検査を実施する組織
- 二 検査のための設備の保管及び整備の方法
- 三 検査の実施の方法及び時期
- 四 不良な気象測器の処理の方法
- 五 検査結果の記録の保存の方法